

●香川県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年2月9日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 436号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町草壁本町字松山1053番2地先から	前	12.4~48.5	265	平成28年香川県告示第106号で変更した区域の供用開始及び交通安全施設整備事業による歩道整備
小豆郡小豆島町草壁本町字松山1055番8地先まで	後	12.4~48.5	265	

- 4 供用開始の期日 令和3年2月9日